

第4回農業委員会定例会(議事録)

午前 10 時 00 分

1. 日 時 平成31年4月26日(金)

午前 10 時 50 分

2. 場 所 竹原市民館 2階 第2, 3会議室

3. 出席農業委員 2 赤坂委員, 3 石本委員, 4 山元委員, 5 祐本委員

欠席農業委員 1 西野委員

出席推進委員 下垣内委員, 土居(民喜)委員, 土居(敏)委員, 吉木委員, 山本委員

4. 説明員 國川事務局長, 木原係長, 鳥本主任主事, 佐藤主事

5. 審議案件

- 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第12号 履行延期承認申請について
- 議案第13号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第14号 農用地利用配分計画原案の協議について
- 議案第15号 竹原市の農業振興地域整備計画変更(案)の協議について
- 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長	出席者が過半数に達しておりますので、只今から平成31年第4回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、4番山元委員を指名いたします。(なお、本日の欠席は、1番 西野委員です。) <p>それでは、日程第1、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	1番の申請地は、竹原市下野町西宮原 3538 番 3539 番合併、地目は田、面積は879㎡の農地です。営農計画はいちじくです。経営面積は13.7aで、下野町の下限面積10aを満たしています。 <p>説明は以上です。</p>
議 長	現地確認を行った土居敏一推進委員から補足説明をお願いします。
土居敏一 推進委員	申請地は、中通小学校から北東に500m付近にあります。申請事由は、農業経営開始のため、所有権移転するものです。現地確認時、草刈りがされており管理されていきました。 <p>説明は以上です。</p>
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見なしの声あり)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異議の声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 <p>2番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	2番の申請地は、竹原市塩町四丁目 1646 番 3、地目は畑、面積は492㎡の農地です。営農計画は野菜です。経営面積は13.7aで、竹原地区の下限面積10aを満たしています。 <p>説明は以上です。</p>
議 長	現地確認を行った土居民喜推進委員から補足説明をお願いします。
土居民喜委員	申請地は、中須公園より南東へ300m付近にあります。申請事由は、農業経営開始のため、所有権移転するものです。現地確認時、耕作されていきました。 <p>説明は以上です。</p>
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見なしの声あり)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 <p>次に、日程第2、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。</p>

局 長	<p>1 番の申請地は、竹原市吉名町毛木沖 5254 番 21、地目は田、面積は 1,246 m²の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第 2 種農地と判断いたします。申請地は既に駐車場として使用しており、申請時に、この度の無断転用に至った経緯を記した始末書の提出があり、譲受人は農地法を十分に理解しておらず、今後このような事態にならないよう農地法の規定を守る旨誓約しており深く反省しています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った吉木推進委員から補足説明をお願いします。</p>
吉木推進委員	<p>申請地は、国道 185 号の毛木東踏切北交差点より南東に 50m 付近の踏切を越えた場所にあります。申請の事由は、事務所及びバス駐車場を整備し、所有権を移転するために申請されたものです。現地確認時、既に駐車場として整備されていました。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(質疑、意見なしの声あり)</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>2 番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>2 番の申請地は、竹原市竹原町下新開 3495-8 (仮換地街区 38 区 7-2)、地目は田、面積は 231 m² (仮換地後 196.52 m²) の農地です。用途が定められた区域であり、土地区画整理区域内にある第 3 種農地です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った土居喜推進委員から補足説明をお願いします。</p>
土居喜推進委員	<p>申請地は、竹原美術館より北に 300m 付近にあります。申請の事由は、自己住宅 1 棟を建築し、所有権を移転するために申請されたものです。現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(質疑、意見なしの声あり)</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>3 番、4 番は関連がありますので、一括審議を行います。事務局の説明をお願いします。</p>

局 長	<p>3番の申請地は、竹原市上新開 3578-5（仮換地街区 34 区 1-4）、地目は田、面積は 47 m²（仮換地後 34.32 m²）で、4番の申請地は竹原市上新開 3578-4（仮換地街区 34 区 1-3）、地目は田、面積は 45 m²（仮換地後 33.06 m²）です。いずれも用途が定められた区域にある農地で、第3種農地です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った土居民喜推進委員から補足説明をお願いします。</p>
土居民喜 推進委員	<p>申請地は、竹原西幼稚園より南西に 200m付近にあります。申請の事由は、駐車場 2 区画及び菜園を整備し、所有権を移転するために申請されたものです。現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>（質疑、意見なしの声あり）</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>（異議なしの声あり）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>5番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>5番の申請地は、竹原市西野町行円垣内 2125-1, 2121, 2122-1 の 3筆の地目が田、2123-1, 2124-1 の 2筆の地目が畑、面積は合計で 1,724 m²の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第2種農地と判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った下垣内推進委員から補足説明をお願いします。</p>
下垣内 推進委員	<p>申請地は、西野町にある荘野小学校より南東に 250m付近にあります。申請の事由は、事業用トラック 10 区画分の駐車場を整備し、所有権を移転するために申請されたものです。現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>（質疑、意見なしの声あり）</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>（異議なしの声あり）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>6番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>6番の申請地は、竹原市福田町堂沖 1134、地目は畑、面積は 168 m²の農地です。用途が定められた区域にある農地で、第3種農地です。</p> <p>説明は以上です。</p>

議 長	現地確認を行った山本茂明推進委員から補足説明をお願いします。
山本茂明 推進委員	申請地は、旧大乘保育所から北東に 400m 付近にあります。申請の事由は、駐車場 3 区画及び転回場所を整備し、所有権を移転するために申請されたものです。現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見なしの声あり)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 7 番、8 番は関連がありますので、一括審議を行います。事務局の説明をお願いします。
局 長	7 番の申請地は、竹原市高崎町下内浜 866 番、地目は田、面積は 525 m ² で、8 番の申請地は、竹原市高崎町下内浜 865 番、地目は田、面積は 416 m ² です。いずれも農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った山本茂明推進委員から補足説明をお願いします。
山本茂明 推進委員	申請地は、バンブージョイハイランドから南東に 700m 付近にあります。申請の事由は、太陽光発電施設を設置し、所有権を移転するために申請されたものです。現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見なしの声あり)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 9 番、10 番は関連がありますので、一括審議を行います。事務局の説明をお願いします。
局 長	9 番の申請地は、竹原市高崎町下内浜 861 番、862 番、863 番、853 番 1、地目は 4 筆とも田、面積は合計 2,075 m ² 、10 番の申請地は、竹原市高崎町下内浜 864 番、地目は田、面積は 254 m ² です。いずれも農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った山本茂明推進委員から補足説明をお願いします。
山本茂明 推進委員	申請地は、バンブージョイハイランドから南東に 700m 付近にあります。申請の事由は、太陽光発電施設を設置し、所有権を移転するために申請されたものです。現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。

議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見なしの声あり)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 1 1 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	1 1 番の申請地は、竹原市高崎町下内浜 857 番, 859 番, 地目は 2 筆とも田, 面積は合計 1,209 m ² です。いずれも農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で, 第 2 種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った山本茂明推進委員から補足説明をお願いします。
山本茂明 推進委員	申請地は、バンブージョイハイランドから南東に 700m 付近にあります。申請の事由は、太陽光発電施設を設置し、所有権を移転するために申請されたものです。現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見なしの声あり)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 1 2 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	1 2 番の申請地は、竹原市高崎町下内浜 854 番, 853 番 2, 地目は 2 筆とも田, 面積は合計 1,718 m ² です。いずれも農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で, 第 2 種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った山本茂明推進委員から補足説明をお願いします。
山本茂明 推進委員	申請地は、バンブージョイハイランドから南東に 700m 付近にあります。申請の事由は、太陽光発電施設を設置し、所有権を移転するために申請されたものです。現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見なしの声あり)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第 3、議案第 1 2 号「履行延期承認申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

局 長	<p>それでは、議案第12号について説明いたします。</p> <p>本議案は、農地法第5条に基づく許可を受けた土地の履行延期承認の申請でございます。当初平成30年5月29日から平成31年5月28日(許可後1年)でしたが、昨年の豪雨災害により農地に土砂が流入し、その撤去に時間を要したため、工事の履行期間を平成31年9月30日まで延期承認を申請するものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(質疑、意見なしの声あり)</p>
議 長	<p>ないようですので、議案第12号「履行延期承認申請について」は、原案のとおり決することにご異議はありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第12号は、原案どおり承認いたします。</p> <p>続きまして、日程第4、報告第13号「農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>それでは、議案第13号について説明致します。</p> <p>本議案は、「農用地利用集積計画の決定について」となっております。議案に、今回利用権設定の新規の申出及び圃場整備の完了により仮地番から本地番に変更されたことによる変更申請があった案件の面積、対象人員等を載せていますが、内容につきましては、別添の資料(9ページから39ページ)のとおりとなっております。本議案が可決の場合、平成31年4月26日付けで、公告いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。本議案について質疑のある方の挙手を求めます。</p>
	<p>(質疑、意見なしの声あり)</p>
議 長	<p>これをもって質疑を終結致します。</p> <p>お諮りします。議案第13号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第13号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に日程第5、議題第14号「農用地利用配分計画原案の協議について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>それでは、議案第14号について説明致します。</p> <p>本議案は、平成31年3月27日付けで、竹原市長より「農用地利用配分計画原案の内容確認及び意見聴取について」に対する農業委員会の意見の決定という議題であります。内容につきましては、別添の資料(40ページ)のとおりとなっております。説明は以上です。</p>

議 長	事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。本議案について質疑のある方の挙手を求めます。
	(質疑なしの声あり)
議 長	これをもって質疑を終結致します。 お諮りします。議案第14号「農用地利用配分計画原案の協議について」異議がない旨回答することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第14号「農用地利用配分計画原案の協議について」は、異議がない旨竹原市長へ回答することといたします。 次に日程第6 議案第15号 「竹原市の農業振興地域整備計画変更(案)の協議について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	それでは、議案第15号について説明いたします。 本議案につきましては、竹原市の農業振興地域整備計画に係る農振農用地からの除外に対する農業委員会の意見の決定という議題となっております。 今回の除外につきましては、7件とも全て太陽光発電施設の設置のために行われるものです。説明は以上です。
議 長	除外申請地1番の現地確認を行った吉木推進委員から補足説明をお願いします。
吉木推進委員	申請地は吉名町にある国道185号の毛木踏切前交差点より北西に500m付近にあります。申請の事由は、太陽光発電施設を設置するために除外申請されたものです。また、現地確認時、草が茂り耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	続いて2番から7番まで現地確認を行った、土居喜推進委員から補足説明をお願いします。
土居喜推進委員	申請地2番から4番の申請地については、いずれも下野町にある国道185号と西ノ川が交わるところにある多井西橋から東に40m付近にあります。申請の事由は、太陽光発電施設を設置するために除外申請されたものです。 また、現地確認時、昨年豪雨災害で被災した西ノ川の護岸の復旧工事が行われており、耕作されていませんでした。 申請地5番から7番の申請地については、竹原西保育所から西に250m付近にあります。申請の事由は、太陽光発電施設を設置するために除外申請されたものです。また、現地確認時、耕作されていませんでした。
議 長	農業振興地域の農用地除外の検討事項について、事務局より説明をお願いいたします。

局 長	<p>それでは、1番から7番の除外についての検討事項から説明いたします。</p> <p>農振農用地における農用地については、原則除外ができないこととなっておりますが、除外要件の一つ目として、区域外の土地を利用することによって、事業計画を達成できない場合という要件があります。この点についていずれも申請書に添付された申請者の土地所有状況と事業計画からみて、日照量の不足・面積過少などの観点から他に代えることができないことが認められます。</p> <p>二つ目に当該変更により、周辺農地の利用状況や、集団化を阻害しない場合という要件がありますが、申請書に添付された「利害関係人に関する同意書」により、周辺の農地所有者及び耕作者の同意を得ており、支障はないものと認められます。</p> <p>三つ目に当該変更により、効率的かつ安定的な農業経営を行う者の集積の妨げにならない場合という要件がありますが、申請地については、利用権設定等もなく、また周辺農家については、先程の「利害関係人に関する同意書」により、同意を得ております。</p> <p>四つ目に当該変更により、農用地区域内の農業施設等に影響を及ぼす恐れがない場合という要件がありますが、現地確認により周辺に影響のある農業施設が無いことを確認しております。</p> <p>五つ目に当該土地が農業公共投資の対象である場合、その完成後、農林水産省令で定める期間を経過していることという要件がありますが、本件は農業公共投資の対象農地ではありません。</p> <p>以上が除外にあたっての検討項目となりますが、全ての項目について、除外の要件を満たしているものと思われまます。説明は以上です。</p>
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見なしの声あり)
議 長	ご質疑、ご意見がないようですので、異議がない旨回答することにご異議はありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって異議がない旨竹原市長へ回答することに決定いたします。
議 長	最後に、日程第7、報告第4号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	<p>それでは、報告第4号について説明を致します。平成31年3月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。</p> <p>件数は4件、筆数は田11筆、畑11筆の計22筆 面積は9,714㎡の届出がありました。詳細につきましては、参考資料の届出台帳をご覧ください。</p> <p>説明は以上です。</p>

議 長	<p>以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。</p> <p>引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。</p>
局 長	<p>この度、広島県農林水産局就農支援課より「農地法関係事務処理ガイドライン」の改正について通知がありました。ガイドラインによると、近年、集中豪雨等により排水等による隣接農地などへのトラブルが増加していることから、太陽光発電設備の設置に係る被害防除措置（特に排水関係）の妥当性を確認する方法について明記することとしており、農業委員会が必要と認めた場合、転用許可権者に対し、「隣接農地所有者の同意書」及び「申請地の縦横断図」の添付を求め、それらの資料及び現地調査により被害防除の妥当性を審査することも例示されています。</p> <p>このことについて県内の各市の状況を確認したところ、県内市町の大半が同意書を添付することはしていませんでした。仮に同意書を添付することにした場合、太陽光発電設備を設置したことにより不利益を被っても同意しているため反論できなくなる可能性があります。土地の所有者が将来起こりうる被害まで想定して同意書にサインすることは考えられないため、同意書を添付することはしない方が良いと考えます。</p> <p>その代わりとして、太陽光発電設備の設置や駐車場の整備等に伴い地表に何らかの施工をした場合、雨水が地表に浸透せず周辺農地に流れ出て周辺農地に影響を与えることが考えられることから、排水関係の被害を防止する目的で農地法第4条及び第5条の許可申請書の変更を行うことを提案します。</p> <p>変更点としては転用目的の土地の造成の欄に新たに地表の施工方法について明記し、地表に何らかの施工をする場合には、申請書の添付書類の配置図に排水の経路を表示することとします。</p> <p>また仮に、周囲に水路がない土地に太陽光発電施設等を設置する場合など排水経路を示すことができない場合には、将来トラブルが生じた際の対応方法を書面で提出してもらい、トラブル時の対応方法について委員の皆様の説明したうえで審議いただきたいと思います。</p> <p>将来トラブルがあった際にはその書面をもって指導することができるものと考えます。</p> <p>今回の農地法第4条及び第5条の農地転用の際の申請様式の変更については、既に申請済みの人との間に不公平が起こらないように5月の総会議決案件までは従来のおりとし、6月の総会議決案件となる5月11日以降に申請されたものから対象とすることを考えています。</p> <p>今後大雨等もありますので、本農業委員会としては同意書ではなくこういった形で対応することで提案させていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>本件の対応について事務局に対応してもらうことで異議はないですか？</p>
	<p>(異議なしの声、多数あり)</p>

土居 敏一 推進委員	<p>今回提案のあったやり方でやってもらうことについて異議はない。ただし、担い手が少なく休耕地が多いから太陽光発電設備を設置することが多い状況の中で、近くに担い手がいないから地元の人が見たこともない遠くに住んでいる息子に土地を貸し、その息子から市に太陽光発電設備の設置について許可をもらっているとされたらそれ以上介入できない状態になる。そのことで周辺住民から推進委員に太陽光発電施設で困っていると相談をかけられても推進委員も頭を悩ませることになると思う。太陽光パネルが悪いという訳ではないが介入できないこともあるので今後も太陽光パネルをめぐることは委員自身も行政側も地域の住民も頭を悩ませることが多いと思う。</p> <p>農業委員や推進委員は農業をする人に元気になってもらうためにするものだと思う。農業する人が困るようになってはいけない。</p>
議 長	<p>周辺農地への問題に対応するためには相続権がある人間に訴えていかないといけない。</p> <p>農地の転用を申請する人に責任をもたせる仕組みを考えていなくていけないと今後いろんな問題が起こると思う。</p>
局 長	<p>排水の問題は、事務局としても今回の通知があるまでは対応が十分にできてなかった。</p> <p>ソーラーについては経済産業省が出している通知や（資源エネルギー庁が策定している太陽光発電の事業計画策定）ガイドラインの中に絶対に守らなければいけない事項があって、自然災害が想定される場合には配慮しなければならないとされている。仮に農業委員会の指導に従わない場合、資源エネルギー庁に相談し、その指導にも従わない場合には全量買い取りの計画を取り消すということも協議して確認している。</p> <p>今後も昨年の災害のように想定されていない予期しないことが起こった際には、しっかり指導するとともに課題があった際には随時皆さんに協議をさせていただき、農地を守れるような体制づくりをするように考えていますのでよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>先程、事務局からあった提案についてはご理解いただいたということで整理させていただきますのでよろしくをお願いします。</p> <p>以上をもちまして、第4回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年 4月26日

議 長 祐本 征武

署名委員 山元 禮子

